

展示即売会 募集要領

陸上自衛隊宇都宮駐屯地

募集要領

1 概要

栃木県宇都宮市茂原1丁目5番45号に所在する陸上自衛隊宇都宮駐屯地において、職員、来訪者等の利便性を確保するため、展示即売会の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 本募集要領及び仕様書の全記載事項を遵守できること。

3 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所

陸上自衛隊宇都宮駐屯地 厚生センター

(3) その他

詳細は、「仕様書（その１）」及び「仕様書（その２）」のとおり。

4 事業者等説明会

本説明会に遅刻又は欠席した業者は、公募に参加できない。

なお、当駐屯地において展示即売会等の出店を許可された実績のある業者については、説明会への参加を省略することができるが、申込等の連絡は行うこと。

- (1) 日 時：令和５年９月２７日（水）午前１０時から
- (2) 場 所：陸上自衛隊宇都宮駐屯地 厚生センター 厚生広報室
- (3) 携行品：顔写真付きの身分証明書、募集要領、仕様書、参加される方の印鑑
- (4) 申込等：参加希望者（各業者２名以内）は、令和５年９月２５日（月）午後４時までに会社名、氏名及び連絡先等を電話又はＦＡＸにより連絡する。

担当者等：陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊厚生科（担当：宮原）

電話番号：０２８－６５３－１５５１

内線４５６ ＦＡＸ３４４

5 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 申請書（別紙第１） １部
- (イ) 企画提案書（別紙第２） 正１部、写し２０部
次の事項について、必ず全て記載すること。
 - a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第３）
 - b 出店希望日数等（別紙第４）
 - c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - d 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法
 - e 衛生管理方法及び過去３年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
 - f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - g 陸上自衛隊宇都宮駐屯地における営業方針（職員が利用する際の利点、他の路面店舗との違い等）
 - h 会社概要
 - i その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書付属書類 正１部、写し２０部
販売商品カタログ、その他企画提案書の販売品目がわかる具体的な資料

等（日本工業規格 A 4）

- (エ) その他関係書類 各 1 部
 - a 業務確約書（別紙第 5）
 - b 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後 3 か月以内のもの
 - c 営業経歴書
 - 会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等、以上内容が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
 - d 財務諸表
 - (a) 個人
 - 直近の（申請日直前 1 年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
 - 直近の（申請日直前 1 年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - 発行後 3 ヶ月以内のもの
 - (a) 個人
 - その 3 の 2
 - (b) 法人
 - その 3 の 3
 - f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - g 印鑑証明書
 - 発行後 3 か月以内のもの
 - h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ。）
 - i 誓約書（別紙第 6）
 - j 役員名簿（別紙第 7）

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d 及び e に定める書類に代えることができる。

イ 提出先

郵便番号：3 2 1－0 1 4 5

住 所：栃木県宇都宮市茂原 1 丁目 5 番 4 5 号

担当者等：陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊厚生科（担当：宮原）

電話番号：028-653-1551

内線456 FAX344

ウ 提出期限

令和5年10月13日（金）午後4時まで※必着

エ 提出要領

提出する書類は、日本工業規格A列4番を使用し、A列4番より大きい用紙を使用する場合には、A列3番を用いること。

なお、これにより難しい場合は又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場合には、この限りではない。また、ホッチキス止めとし、簡単な装丁を実施する。

(2) 応募者の失格

アからカまでのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

6 選考の方法

(1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

(2) 出店日及び出店区画の業者決定方法については、評価の高い業者から順に業者の希望する区画を優先し、業者を決定する。その際、同業者の店舗が複数誕生することを避けるため、下位の業者は落選とする。

なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

7 選考結果等

令和5年11月7日（火）に陸上自衛隊宇都宮駐屯地厚生センター掲示板に掲示するほか電話にて通知する。

8 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書

(2) 提出先

陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊厚生科（担当：宮原）

(3) 提出期限

令和5年11月28日（火）午後4時まで※必着

令和 年 月 日

申 請 書

陸上自衛隊
宇都宮駐屯地業務隊長 殿

本社(店)所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

携 帯 番 号：

栃木県宇都宮市茂原1丁目5番45号に所在する陸上自衛隊宇都宮駐屯地において、展示即売会を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企 画 提 案 書

1 会社名：

2 業 種：

ア 主な販売予定商品・販売価格表 別紙第3による。
イ 出店希望日数等 別紙第4による。
ウ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
エ 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
オ 衛生管理方法（200字以内）
カ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）
キ 陸上自衛隊宇都宮駐屯地における営業方針（200字以内）
ク 会社概要 a 本社所在地 b 設立年月日 c 資本金 d 社員数 e 店舗数 f 売上高
ケ その他のアピールポイント（200字以内）

※上記の様式に従い2枚以内で作成すること。

出店希望日数等

会社名：

月	1	2	3	4	5	6	7
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
記入例	4日(金) A	14日(月) A, B	21日(月) A, B	25日(金) C			

備考1 上段に希望日、下段に希望区画を記入する。

2 希望日等は、連続して10日未満かつ、通算3か月(90日)未満とする。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
宇都宮駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊宇都宮駐屯地における展示即売会の設置及び経営の業務」の応募に
関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社(店)所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

携 帯 番 号：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

誓約書

私

当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第7の様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

宇都宮駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社(店)所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

